審查基準整理票

処分名	児童通所給付費の支給の決定の変更		
根拠法令名	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)		(条項) 第 21 条の 5 の 8
			第2項
基準法令名	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)		(条項) 第 21 条の 5 の 8
			第2項
	児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第		(条項)第 18 条の 10
	11 号)		
	障害児通所給付費に係る支給決定事務等に		
	ついて		
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	日
【審査基準】	・文書の名称【]
	・掲載図書等【]
	・内 容 □全部記載 □一部・項		目のみ記載
児童通所給付費の支給決定の変更は、児童福祉法第21条の5の8第2項及び同法施行規			

児童通所給付費の支給決定の変更は、児童福祉法第 21 条の 5 の 8 第 2 項及び同法施行規 則第 18 条の 10、障害児通所給付費に係る支給決定事務等についてを基準とする。

参考

【根拠法令】

児童福祉法 (昭和22年法律第164号)

第二十一条の五の八

2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の内閣府令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

【基準法令】

別紙のとおり

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図 書等の縦覧をもって代えることができる。